

意 見 書 案 提 出 書

巨大災害に対応するための体制整備を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	綱 嶋 洋 一
同	栄 居 学
同	大 村 悠
同	京 島 けいこ
同	望 月 聖 子
同	きとう 知 一
同	加 藤 元 弥
同	嶋 村 ただし
同	鈴 木 ひでし
同	原 聰 祐
同	たきた 孝 徳

巨大災害に対応するための体制整備を求める意見書（案）

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって国会及び政府は、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

- 1 南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設される防災庁においては、政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)
防災庁設置準備担当大臣

殿

神奈川県議会議長

意 見 書 案 提 出 書

地方自治体における観光振興施策への更なる支援を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	高 橋 延 幸
同	作山 ゆうすけ
同	吉 田 あつき
同	飯野 まさたけ
同	松 川 正二郎
同	渡 辺 紀 之
同	河 本 文 雄
同	内 田 みほこ
同	北 井 宏 昭
同	藤 井 深 介
同	森 正 明
同	松 崎 淳

地方自治体における観光振興施策への更なる支援を求める意見書（案）

日本政府観光局は、令和7年10月の訪日外客数について、前年同月比17.6%増の389万6,300人となり、同月過去最高を更新したことを公表した。

さらに、政府は、原則として日本から出国するすべての旅客（日本人、外国人、観光客を問わず）を対象とした国際観光旅客税について、令和6年度の税収が524億円に達し、過去最高となったことを公表した。この税収の使途は、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針」に基づき、快適な旅行環境の整備、情報入手の容易化、地域での体験滞在の満足度向上の3つの分野に分かれており、国の事業に充当されている。

一方、地方自治体では、観光振興施策の推進のため、外国人観光客の増加によるオーバーツーリズムへの対応や受入環境の整備などの施策に多くの財源を投じており、こうした持続可能な観光に向けた取組のニーズは高まり続けていることから、引き続き、この取組を普及・深化させる必要がある。

よって国会及び政府は、地方自治体が国内外の観光客の誘致により、地域経済を活性化し、持続可能な観光を実現するため、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 国際観光旅客税については、自由度の高い財源として地方の観光振興施策に充当されるよう、税収の一定割合を地方自治体に配分すること。
- 2 地方自治体の観光振興施策の一層の推進のため、国による助言及び財政支援を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

殿

神奈川県議会議長

意 見 書 案 提 出 書

心疾患・腎疾患・代謝疾患に関する包括的医療政策の構築を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	山 本 哲
同	須田 こうへい
同	平 野 みぎわ
同	阿 部 将太郎
同	永 田 磨梨奈
同	脇 礼 子
同	田 中 信 次
同	藤 代 ゆうや
同	あらい 絹 世
同	しきだ 博 昭
同	市 川 よし子
同	佐々木 正 行

心疾患・腎疾患・代謝疾患に関する包括的医療政策の構築を求める意見書（案）

我が国において、心疾患、腎疾患、糖尿病等の代謝疾患は、いずれも罹患率・死亡率が高く、医療費の増加や生活の質の低下を招く重大な健康課題である。

国はこれまで、肝炎対策基本法、がん対策基本法、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法、共生社会の実現を推進するための認知症基本法など、個別疾患に対応する法律を整備してきた。

これらの取組は、一定の成果を上げているが、対策が疾患ごとに分断されており、縦割りの弊害を生む可能性がある。心筋梗塞、腎臓病、腎機能不全（人工透析の導入）、糖尿病、肥満、脂肪肝などといった疾患は、生活習慣や病態が密接に関連しており、疾患横断的な視点に立った予防対策が必要であるため、総合的な医療政策を構築する体制の整備が急務である。

よって政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 心筋梗塞、腎臓病、腎機能不全（人工透析の導入）、糖尿病、肥満、脂肪肝など、相互に関連する疾患に対して、疾患横断的な体制整備に関する指針を国主導で策定すること。
- 2 厚生労働省、文部科学省、農林水産省などが連携し、生活習慣病予防・健康教育・食生活改善などを一体的に推進する体制を整備・構築すること。
- 3 疾患横断的な体制整備を円滑に進められるように適切な予算措置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

殿

神奈川県議会議長

意 見 書 案 提 出 書

唯一の戦争被爆国として非核三原則の法制化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

唯一の戦争被爆国として非核三原則の法制化を求める意見書（案）

我が国は、人類史上唯一の戦争被爆国として、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を全世界に訴え続ける崇高な責務を有している。神奈川県議会においては、昭和59年に核兵器廃絶に関する決議を行い、以来、党派を超えて生命の尊厳を守り、核兵器のない平和な社会の実現を希求してきた。この本議会の意思是、県民の安心・安全を守るため、将来にわたり堅持されなければならない。

昨今の国際情勢下において、一部に核抑止力の強化や核共有を模索する議論が見受けられる。しかし、先般の国会論戦においても指摘されたように、安全保障環境の厳しさを理由に核抑止論へ過度に傾斜する姿勢は、被爆国としての立場と矛盾する「アンバランス」なものと言わざるを得ない。「守るべきは非核三原則か、国民の命か」という二者択一の議論ではなく、「国民の命を守るためにこそ、非核三原則がある」という視点に立ち返るべきである。核兵器の非人道性を世界に訴え、断固として核を寄せ付けない姿勢こそが、我が国の安全と信頼の基盤である。

「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則は、長らく国是とされてきたが、その法的根拠はいまだ明確ではない。時の政権の判断や解釈によって、この原則が揺らぐようなことがあってはならず、国民の代表である国会の意思として、明確な法制化を図る必要がある。

よって国会及び政府は、唯一の戦争被爆国としての責務を果たし、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会等の切実な声に応えるため、「非核三原則」を将来にわたり厳守し、時の政権の判断のみに委ねることなく、速やかにこれを法制化することを早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
防衛大臣

殿

神奈川県議会議長

意 見 書 案 提 出 書

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和 7 年 1 月 17 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	西 村 くにこ
同	小野寺 慎一郎
同	お だ 幸 子
同	亀井 たかつぐ
同	佐々木 正 行

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持
を求める意見書（案）

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曾有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民共通の悲願であり、神奈川県民の心からの希求である。

神奈川県議会は、昭和59年7月に「神奈川非核兵器県宣言」を採択し、核兵器の廃絶と世界平和の実現に向けて努力するという決意を示してきた。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増している。

しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって国会及び政府は、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、非核三原則という国是を尊重し、堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
防衛大臣

殿

神奈川県議会議長

意 見 書 案 提 出 書

売春防止法を改正し買春行為の処罰規定の創設を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

売春防止法を改正し買春行為の処罰規定の創設を求める意見書（案）

現行の売春防止法では売春の斡旋や勧誘、場所の提供など「売春をするための行為」を処罰するため、結果として経済的困窮などにより、売春をせざるを得ない状況に置かれた者が刑事処罰の対象となってしまうという問題があり、本来保護されるべき被害者が犯罪者扱いされるという矛盾が指摘されている。

売春の背景には、貧困、家庭崩壊、借金、暴力、依存関係など、当事者の自由意思とは言い難い状況が多数存在する。とりわけ、若年女性や困難な家庭環境にある者が、買う側の需要によって性の商品化を強いられている現状は重大な人権侵害であり、放置されるべきではない。18歳未満の児童に対する買春は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」によって処罰されるものの、成人間の売買春においては買春行為自体には原則として罰則が設けられていない。この結果、買春を行う者は事実上、何ら刑事責任を問われず、その需要が温存され、性の売買を前提とした搾取構造が是正されていない。

近年、スウェーデン、ノルウェー、フランスなどでは「売る側ではなく、買う側のみを処罰する」いわゆる「北欧モデル」を導入し、性の売買を暴力の一形態として位置づけ、需要側への刑事責任を明確化している。

我が国は、こうした国際的潮流から著しく立ち遅れていると言わざるを得ない。

売春防止法の見直しを行い、被害者を処罰することなく、いわゆる「買春」行為（売春の相手方となる行為）を明確に処罰対象とするといった必要な法整備等を行うことが重要である。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 売春防止法を改正し、売春の相手方となるいわゆる「買春行為」を明確に処罰対象とすること。
- 2 売春防止法第5条を廃止し、被害者の保護・自立支援を強化し、相談体制、住居支援、就労支援を充実させること。
- 3 貧困や家庭問題など、売春に追い込まれる社会的要因の是正に向けた総合的対策を講じること。
- 4 低賃金・不安定雇用に置かれている女性相談支援員の待遇改善と専門性を担保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

殿

神奈川県議会議長

意 見 書 案 提 出 書

OTC類似薬の保険適用の継続と追加負担の見合わせを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

OTC類似薬の保険適用の継続と追加負担の見合わせを求める意見書（案）

「OTC（Over The Counter）医薬品」とは医師の処方箋なしで薬局やドラッグストアなどで購入できる医薬品のことであり、こうした市販薬と同様の成分を持つ医療用医薬品のことを「OTC類似薬」と呼ぶ。

「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込んだ「経済財政運営と改革の基本方針2025」（いわゆる骨太方針2025）が今年6月に閣議決定されたことから、国ではOTC類似薬の保険給付の適用除外が検討されている。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会では、花粉症薬、湿布薬、総合感冒薬、解熱鎮痛薬の4品目の医薬品についてOTC類似薬と市販薬の薬剤費の比較が示され、自己負担割合が3割の患者の場合、保険給付の適用除外によって購入費は8倍から最大で50倍に引き上がる場合がある。

全国9割以上の自治体が実施している子ども医療費助成制度や難病患者の公費助成は保険給付の対象でないと助成が受けられないため、部会ではOTC類似薬が保険給付から外されると「子育て世代や難病患者にとって大きな負担になる」との懸念が示され、負担増から「軽症だと自己判断して受診を控えることで、重い病気の早期発見や治療機会を逃すリスクがある（日本医師会の委員）」など、専門家からも反対や慎重な対応を求める声が上がっている。

OTC類似薬を使用する患者は薬で就労や家事・育児などの日常生活を維持しており、保険外しが生活の崩壊に直結する実態が浮き彫りになっている。

市民の声としても、患者家族、全国保険医団体連合会、新日本婦人の会などが行った保険外しによる影響アンケートの中間報告が今年10月に示されたが、回答者の95%が保険外しに反対との結果が示された。

また、骨太方針2025では見直しの理由を「現役世代の保険料負担を含む国民負担軽減を実現するため」としているが、現役世代からは負担軽減どころか大幅な負担増への懸念が出されており、全国保険医団体連合会の事務局主幹は、保険外しが行われた場合の保険料軽減は国民1人当たり月額100円程度にすぎないと指摘している。

こうした声を受けての対応と見られるが、厚生労働省は公的医療保険の適用は維持するが、患者に追加の負担を求める検討に入ったと報じられた。しかし、どんな形態でも患者の負担増は受診抑制を誘発し、重病を見逃すリスクを増大させることに変わりはなく、追加負担は見合わせるべきである。

OTC類似薬の保険給付の適用除外や保険を適用した上で追加負担を課すことは、大幅な患者の負担増を招き、受診抑制を誘発し早期発見・早期治療に支障を来すなど、国民の健康を阻害する恐れがある。

よって国会及び政府は、OTC類似薬の保険適用を継続するとともに、その上での追加負担も行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

殿

神奈川県議会議長